

# 敦賀市上下水道事業 経営検討委員会 【第3回】

敦賀市経営企画課  
令和6年11月18日

# 本日の目次

1. 前回委員会のふりかえり
2. 料金改定の検討方針

# 委員会開催時期及び内容

	開催時期	主な内容
第1回委員会	8月6日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問</li><li>・ 上下水道事業の事業概要、経営状況等</li></ul>
第2回委員会	10月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種事業計画の検討 (投資財政計画等)</li></ul>
第3回委員会	11月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種事業計画の検討 (投資財政計画等)</li></ul>
第4回委員会	1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道料金及び下水道使用料改定の見通し</li><li>・ 上下水道料金(料金水準・料金体系)検討</li></ul>
第5回委員会	2月	
第6回委員会	R7年2月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 答申(案)の検討</li></ul>
市長への答申(今年度中)		

# 1. 前回のふりかえり

第1回経営検討委員会において、回答保留となっていた事項は以下のとおりです。

No.	議事	委員からの質問	事務局回答
1	前回のふりかえり	敦賀市内の上下水道利用者のうち、一般家庭と企業の割合は、どの程度か。	過年度の調定データ（契約データ）の分析結果で報告 (2 料金の検討方針で詳述) スライドP35, 41
2	将来予測について（建設改良費）	前回の経営検討委員会で想定していた事項と今回の検討委員会での説明で、大きく変わったことを示してほしい。 (人件費や物価の高騰等)	スライドP6, 7
3	将来予測について（建設改良費）	能登半島地震で上下水道の復旧が大幅に遅れたことを踏まえて、敦賀市では大規模地震に対する対応はどのように考えているのか。	口頭説明

# 1. 前回のふりかえり

第1回経営検討委員会において、回答保留となっていた事項は以下のとおりです。

No.	議事	委員からの質問	事務局回答
4	経営指標による現状分析	上下水道ともに類似団体よりも企業債残高に関する指標が悪い数値となっている。なぜ、類似団体よりも企業債残高に関する指標の数値が悪いのか。これまでの市としての財政の（借り入れに関する）考え方を説明してほしい。	口頭説明

# 1. 前回のふりかえり 将来予測について（建設改良費）

## 水道事業経営戦略

- ・ 基本理念及び基本方針は、変更なし
- ・ 財政収支の見通し 時点修正を行い新たに推計を実施

	前回の前提	→	今回の前提
対象期間	R1～R10（10年間）		R6～R15（10年間）
給水人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R1～R10で▲約1.0%</li> <li>※敦賀市人口ビジョン(H27)推計</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6～R15で▲約7.6%</li> <li>※社人研(R5)推計</li> </ul>
有収水量・水道料金収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敦賀市人口ビジョンの予測</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社人研の予測</li> </ul>
費用 (人件費・物件費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価・賃金上昇を見込まず、当時と同額で推移</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期の経済財政に関する試算(内閣府)による物価・賃金上昇率を反映</li> </ul>
建設改良費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間8億円</li> <li>※アセットマネジメントにより、+45%の料金改定を想定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間10億円</li> <li>※アセットマネジメント改定版による(物価高騰による増額を見込む)</li> </ul>
企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間2.5億円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度により異なる(計画期間中に配水池の建設工事があるため増加)</li> </ul>

# 1. 前回のふりかえり 将来予測について（建設改良費）

## 下水道事業経営戦略

- ・ 基本理念及び基本方針は、変更なし
- ・ 財政収支の見通し 時点修正を行い新たに推計を実施

	前回の前提	→	今回の前提
対象期間	H30～R9（10年間）		R6～R15（10年間）
処理区域内人口	・ H30～R9で▲約3.0% ※敦賀市人口ビジョン(H27)推計		・ R6～R15で▲約4.1% ※社人研(R5)推計
有収水量・下水道使用料	・ 敦賀市人口ビジョンの予測、未普及地区拡張による接続人口の増加により推計		・ 社人研の予測、未普及地区拡張による接続人口の増加により推計
費用 (人件費・物件費) (修繕費)	・ 物価・賃金上昇を見込まず、当時と同額で推移		・ 中長期の経済財政に関する試算(内閣府)による物価・賃金上昇率を反映 ・ 施設老朽化による天筒浄化センター等の修繕費を見込む
建設改良費	・ H40年度(R10年度)から天筒浄化センターの更新		・ R4年度から天筒浄化センターの更新

# ウォーターPPP導入検討について

## 経営検討委員会【第2回】

### 5. 経営健全化の取組み

#### 5-1. 水道事業

#### ⑤ 包括的民間委託の拡大

現在は、窓口業務や料金賦課・徴収業務、漏水業務等、既に包括的民間委託を導入しており、複数の業務を一括して民間事業者に委託することで効率的・効果的に運営できるように取り組んでいます。

今後は、事業運営の更なる効率化を図るため、浄配水場施設の運転管理業務等の委託の拡大についての検討を進め、水道の安定供給に努めます。

#### 5-2. 下水道事業

#### ④ 包括的民間委託の拡大

現在は、窓口業務や料金賦課・徴収業務、漏水業務等、既に包括的民間委託を導入しており、複数の業務を一括して民間事業者に委託することで効率的・効果的に運営できるように取り組んでいます。

今後は、事業運営の更なる効率化を図るため、天筒浄化センター等の維持管理業務の委託範囲の拡大についての検討を進めます。



## ウォーターPPP

目的=上下水道インフラの将来に渡る持続のため

内容=包括的民間委託の範囲拡大

特徴=長期契約・性能発注・管理更新一体マネジメント

導入検討 先進地視察、国交省主催会議参加、各種民間企業聞き取り、地元企業とのWGなど

敦賀市は国交省の令和6年度モデル都市として選定（全国20都市）

令和10年度開始を目標に検討を進める

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準

## 2-2. 基本的な考え方

- (1) 改定時期
- (2) 法規の整理
- (3) 基本料金と従量料金

## 2-3. 現状分析

- (1) 料金体系
- (2) 口径別・水量別の使用者分布
- (3) 料金の検討案

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準（水道）

- 将来にわたって安定的な事業運営を行うためには、黒字経営かつ補填財源を確保しつつ、料金回収率100%を維持し続ける必要があります。

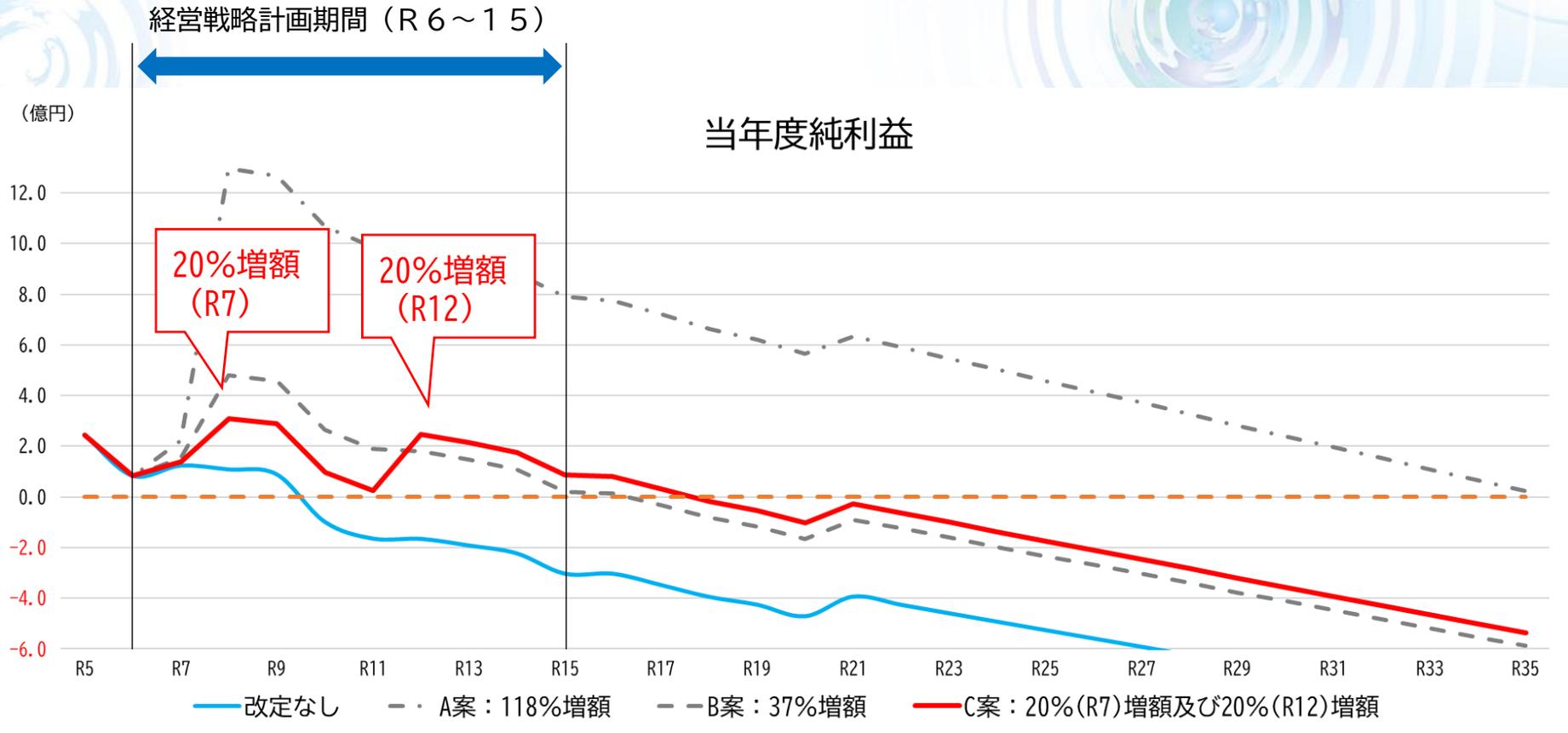
	方針	改定率	特徴
	改定なし(現行のまま)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後10年以内に赤字、補填財源不足、料金回収率100%未満となる見込み</li> <li>健全な経営状態とはいえず、事業運営ができない状況</li> </ul>
A案	今後30年間、黒字で料金回収率100%を維持	+118%	<ul style="list-style-type: none"> <li>現実的には無理な上げ幅</li> <li>今後30年間料金改定が不要</li> </ul>
B案	計画期間10年間、黒字で料金回収率100%を維持	+37%	<ul style="list-style-type: none"> <li>物価高騰の中、市民の生活や経済活動など使用者には大きな負担</li> <li>今後10年間料金改定が不要</li> </ul>
C案	計画期間10年間、黒字で料金回収率100%を維持しつつ、急激な負担増にならないよう配慮(2段階で改定)	1回目 +20% 2回目 +20%	<ul style="list-style-type: none"> <li>現実的に妥当なライン</li> <li>なるべく早い時期に一度改定し、2段階で引き上げるにより、負担増感が緩やか</li> <li>次の見直し時には、そのときの収支見込みから、より適正な料金設定が可能</li> </ul>

※ 「改定率」は、スケジュール的に最も早く料金改定が可能なR8.1に改定する場合の改定率

※ 配水池に係る建設改良費に対し、企業債を70%充てるものとして計算

# 2. 料金改定の検討方針

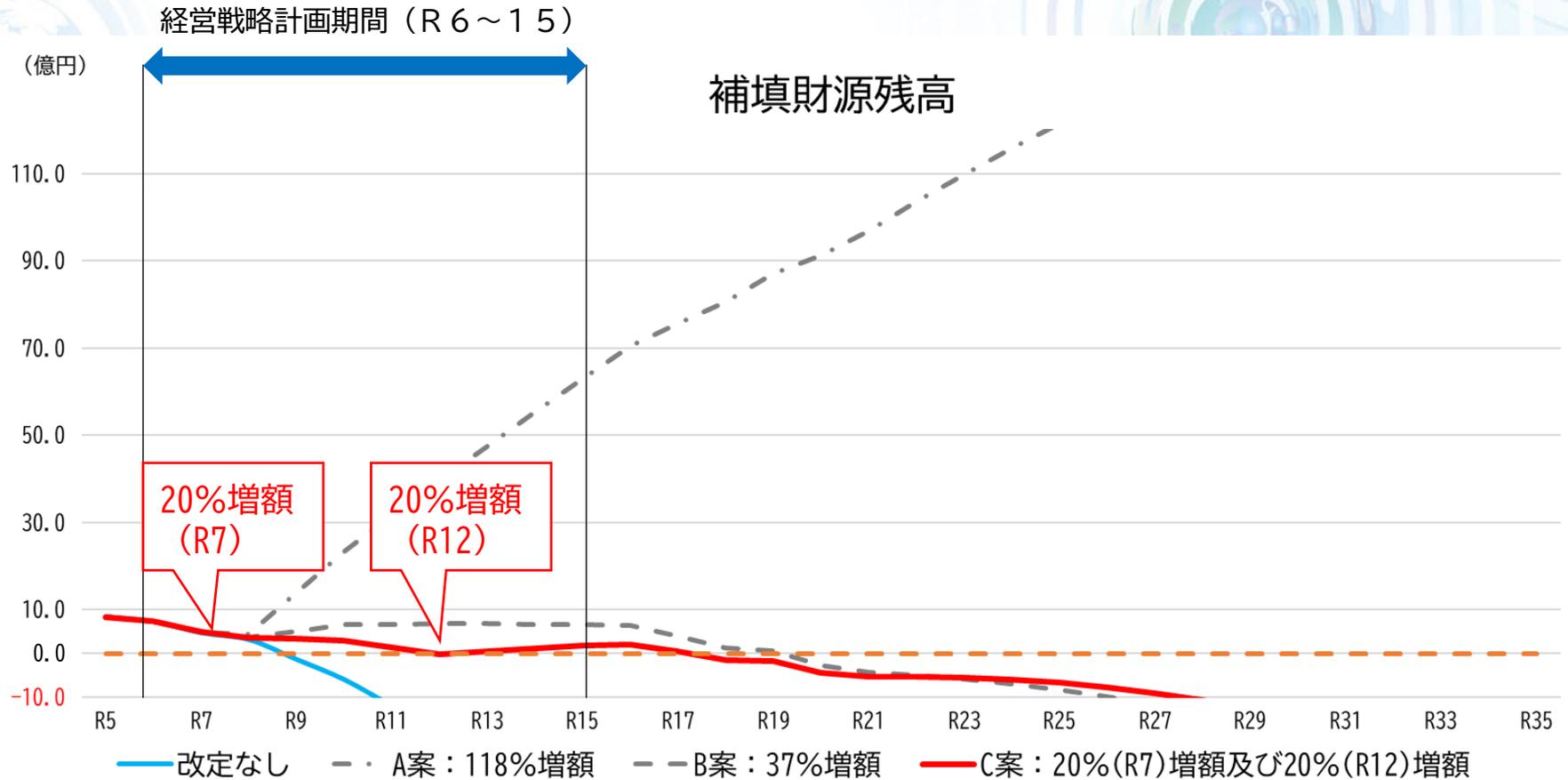
## 2-1. 料金改定の目標水準（水道）



C案 水道料金：20%+20%増額 令和15年度まで当年度純利益プラスを維持  
 水道料金改定時期：令和8年1月とし、C案の2回目は令和12年度とした場合

# 2. 料金改定の検討方針

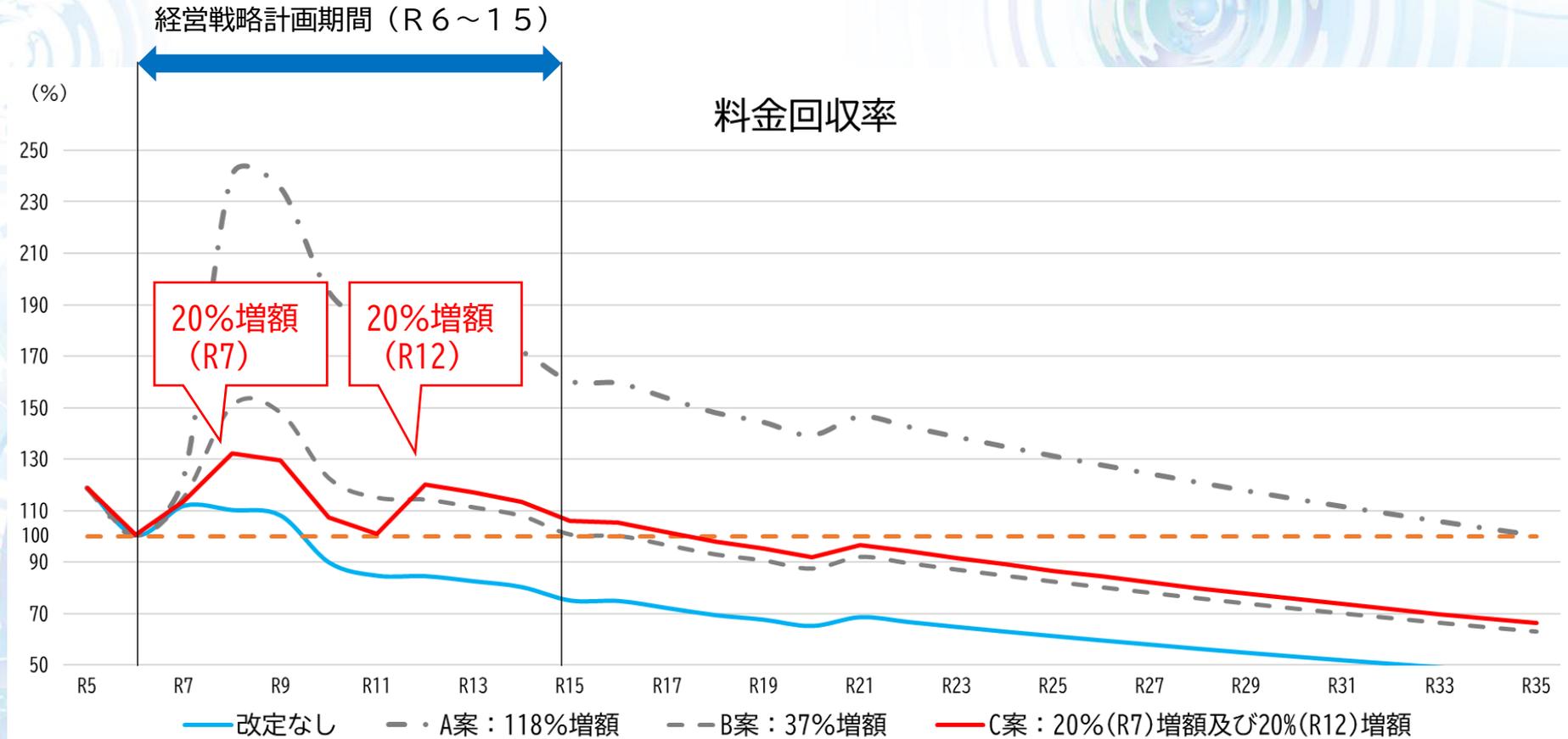
## 2-1. 料金改定の目標水準（水道）



C案 水道料金：20%+20%増額 令和15年度まで補填財源プラスを維持  
 水道料金改定時期：令和8年1月とし、C案の2回目は令和12年度とした場合

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準（水道）



C案 水道料金：20%+20%増額 令和15年度まで料金回収率100%以上を維持  
 水道料金改定時期：令和8年1月とし、C案の2回目は令和12年度とした場合

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準（水道）

### 1 水道料金の改定案（目指す方向性）

経営戦略期間（～令和15年度）において、以下の3点を満たすこととします。

①黒字経営を維持、②資金不足の解消、③料金回収率100%を維持

### 2 方向性案

- ・2段階で料金を改定します。
- ・1段階目は令和8年1月に実施します。
- ・1段階目の料金改定率は20%とします。

### 3 考え方

#### (1) 料金改定

- ・資金不足に陥るタイミングで料金改定する場合、引上げの幅が大きくなるため、できるだけ早いタイミングで改定することが望ましいと考えられます。
- ・使用者への大きな負担増を避けるため、2段階での改定を実施します。
- ・料金改定を実施する場合、条例改正・住民への周知期間、システム改修に要する期間を確保するため、6か月の準備期間が必要となります。

#### (2) 料金改定率

- ・2回目の料金改定率については、現時点では20%と想定していますが、改めてそのときの収支の見通しを踏まえ、より適正な料金設定を行います。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準（下水道）

- 将来にわたって安定的な事業運営を行うためには、黒字経営かつ補填財源を確保しつつ、経費回収率100%を維持し続ける必要があります。

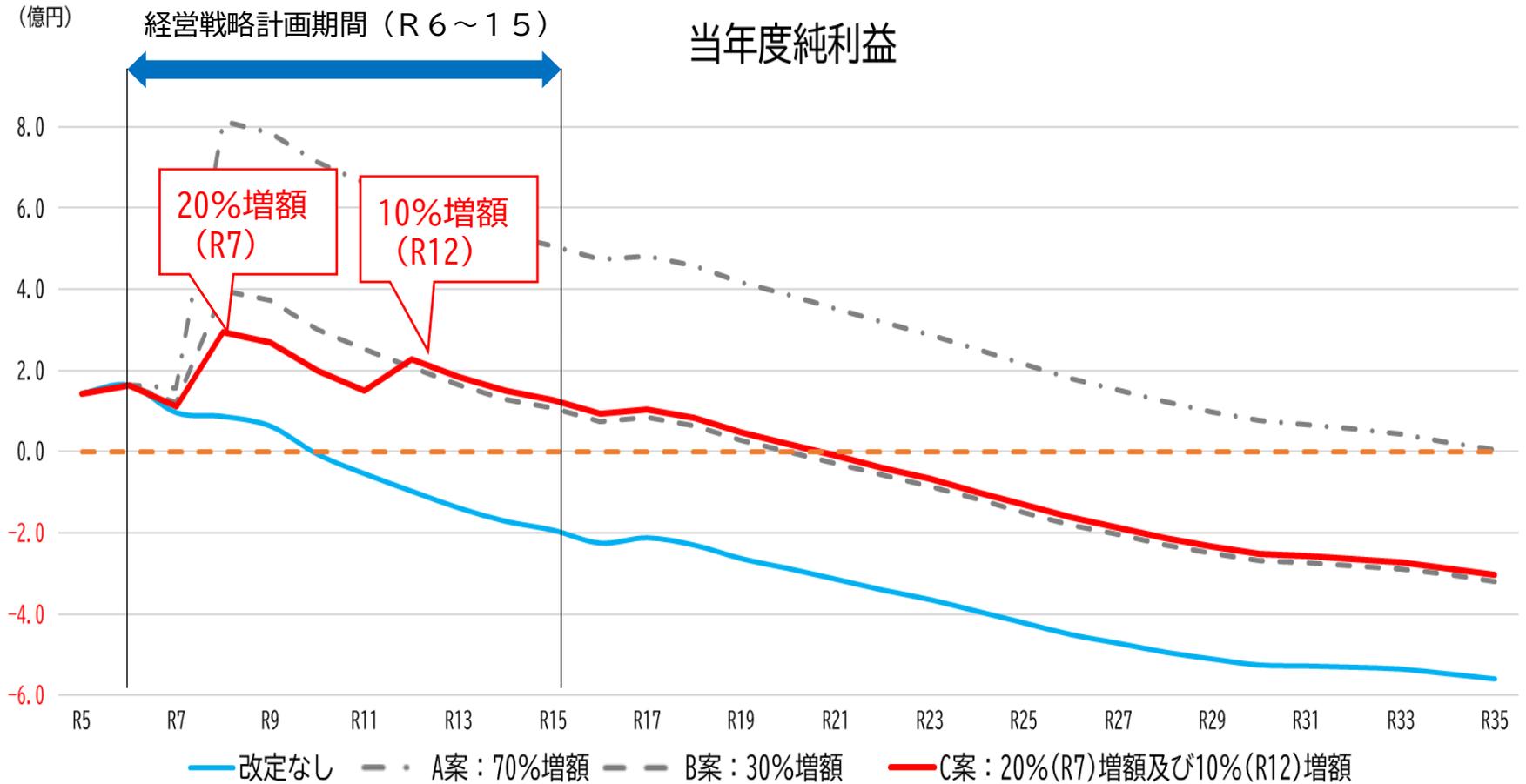
	方針	改定率	特徴
	改定なし(現行のまま)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後10年以内に赤字、補填財源不足、経費回収率100%未滿となる見込み</li> <li>・ 健全な経営状態とはいえず、事業運営ができない状況</li> </ul>
A案	今後30年間、黒字で経費回収率100%を維持	+70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実的には無理な上げ幅</li> <li>・ 今後30年間使用料改定が不要</li> </ul>
B案	計画期間10年間、黒字で経費回収率100%を維持	+30%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価高騰の中、市民の生活や経済活動など使用者には大きな負担</li> <li>・ 今後10年間使用料改定が不要</li> </ul>
C案	計画期間10年間、黒字で経費回収率100%を維持しつつ、急激な負担増にならないよう配慮(2段階で改定)	1回目 +20% 2回目 +10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実的に妥当なライン</li> <li>・ なるべく早い時期に一度改定し、2段階で引き上げるにより、負担増感が緩やか</li> <li>・ 次の見直し時には、そのときの収支見込みから、より適正な使用料設定が可能</li> </ul>

※ 「改定率」は、スケジュール的に最も早く使用料改定が可能なR8.1に改定する場合の改定率

※ スtockマネジメント計画の改定(R9予定)により、更新需要が増加する可能性あり

# 2. 料金改定の検討方針

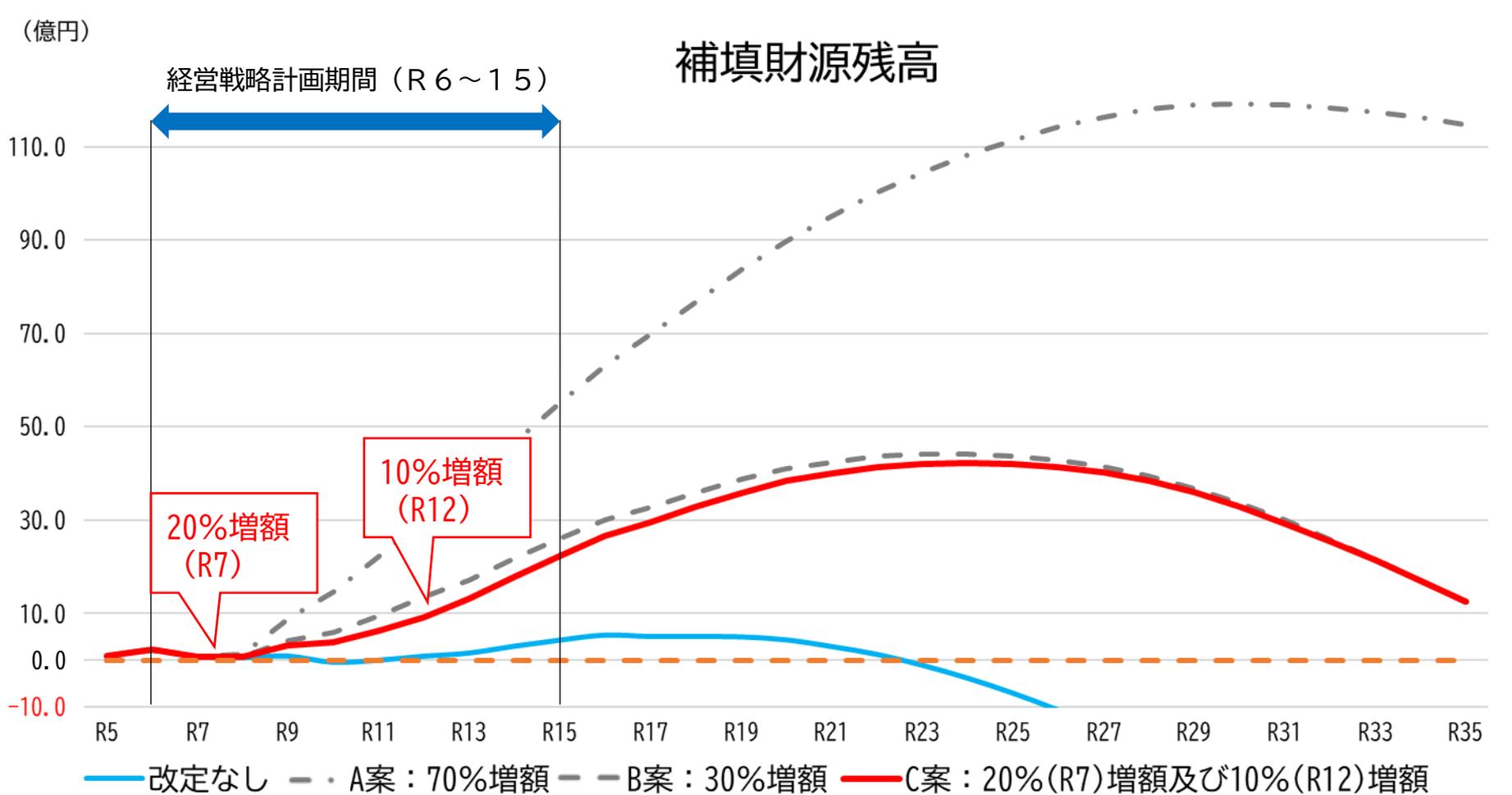
## 2-1. 料金改定の目標水準（下水道）



C案 下水道使用料：20%+10%増額 令和15年度まで当年度純利益プラスを維持  
 下水道使用料改定時期：令和8年1月とし、C案の2回目は令和12年度とした場合

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準（下水道）

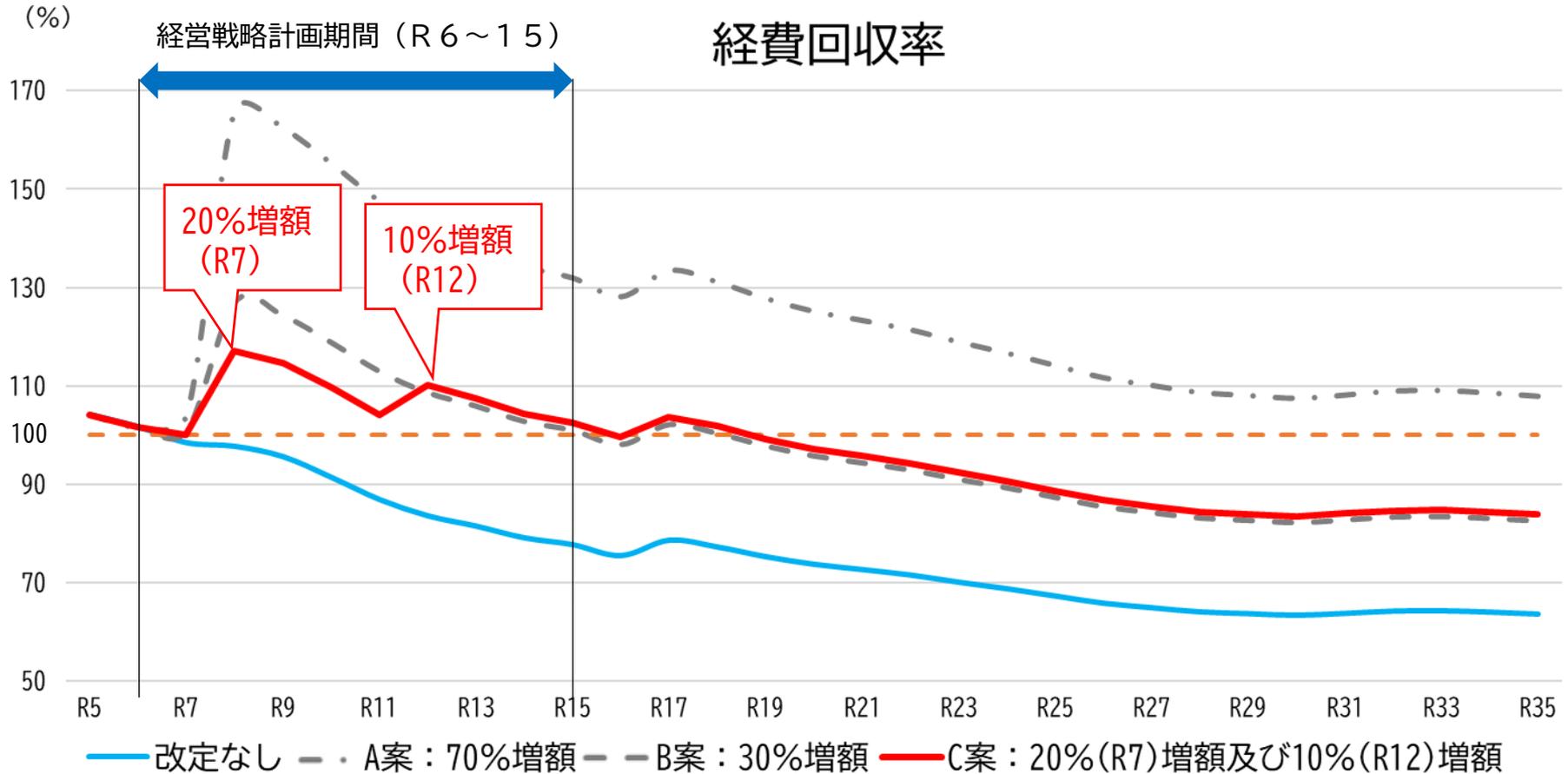


C案 下水道使用料：20%+10%増額 令和15年度まで補填財源プラスを維持

下水道使用料改定時期：令和8年1月とし、C案の2回目は令和12年度とした場合

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準（下水道）



C案 下水道使用料：20%+10%増額 令和15年度まで経費回収率100%以上を維持

下水道使用料改定時期：令和8年1月とし、C案の2回目は令和12年度とした場合

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準（下水道）

### 1 下水道使用料の改定案（目指す方向性）

経営戦略期間（～令和15年度）において、以下の3点を満たすこととします。

①黒字経営の維持、②資金不足の解消、③経費回収率100%の維持

### 2 方向性案

- ・2段階で使用料を改定します。
- ・1段階目は、令和8年1月に実施します。
- ・1段階目の使用料改定率は20%とします。

### 3 考え方

#### (1) 使用料改定

- ・令和7年度には経費回収率が100%を下回る見込みであるため、**早急に改定**をすることが望ましいと考えられます。
- ・使用者への大きな負担増を避けるため、**2段階での改定**を実施します。
- ・使用料改定を実施する場合、条例改正・住民への周知期間・システム改修に要する期間を確保するため、**6か月の準備期間**が必要となります。

#### (2) 使用料改定率

- ・2回目の使用料改定率は、現時点では10%と想定していますが、改めてそのときの収支の見通しを踏まえ、より適正な使用料設定を行います。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準

## 2-2. 基本的な考え方

- (1) 改定時期
- (2) 法規の整理
- (3) 基本料金と従量料金

## 2-3. 現状分析

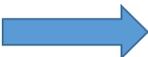
- (1) 料金体系
- (2) 口径別・水量別の使用者分布
- (3) 料金の検討案

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-2. 基本的な考え方

### (1) 改定時期

料金、使用料改定時期

年度	令和6年度		令和7年度			令和8～ 10年度	令和11年度		令和12年度
月	8月	3月	6月	7～ 12月	1月			4月以降	
スケジュール	委員会設置	答申	条例改正	 6カ月の周知期間	第1回改定		 6カ月の周知期間	第2回改定	

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-2. 基本的な考え方

### (2) 法規の整理

公営企業においては、企業の「**経済性**」と「**公共の福祉**」の視点が必要となります。

#### 経営の基本原則

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。  
(地方公営企業法 第3条)

公営企業の会計においては、その経費は、当該企業の経営に伴う収入を充てる必要があります。つまり、他会計から切り離れた「**独立採算**」が基本原則となります。

#### 経費の負担の原則

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。  
(地方公営企業法 第17条の2第2項)

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-2. 基本的な考え方

### (2) 法規の整理

水道事業における料金体系の設定の基本原則は、「水道法第14条第2項」の規定となります。

#### 水道法 第14条第2項

- 供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
  - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

料金体系の具体的な検討は、公益社団法人 日本水道協会による「水道料金算定要領」に基づいて行います。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-2. 基本的な考え方

### (2) 法規の整理

下水道事業における使用料体系の設定の基本原則は、「下水道法第20条第2項」の規定となります。

#### 下水道法 第20条第2項

使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

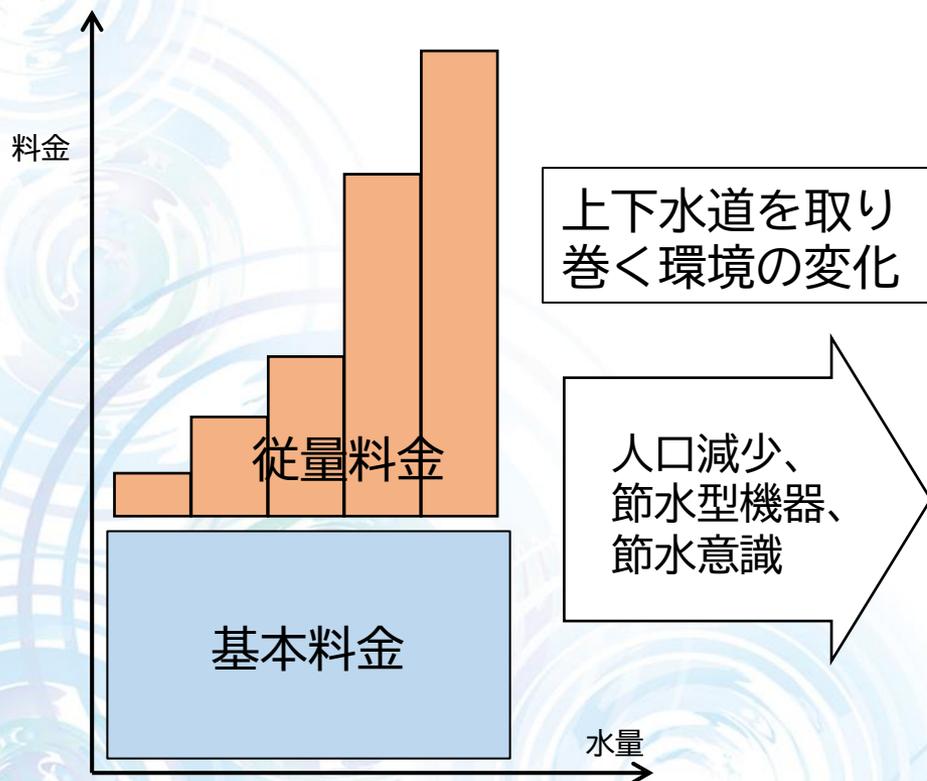
使用料体系の具体的な検討は、公益社団法人 日本下水道協会による「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版」に基づいて行います。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-2. 基本的な考え方

### (3) 基本料金と従量料金

現在の料金体系



料金体系の基本的な考え方とその課題

従量料金  
(累進  
料金制)

水需要の減少が見込まれる中で、使用水量に応じて支払う従量料金は、有収水量の減少に伴い減少します。さらに、累進料金制は利用者の節水意識に強く働くため、料金収入の減少を助長し、事業運営に支障をきたすことが懸念されます。

基本料金

費用の大半は固定費であり、必要な費用は基本料金で回収するべきところですが、基本料金を上げると少量利用者の負担が重くなります。

安定した料金収入のために、**基本料金と従量料金の割合**を調整する必要があります。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-2. 基本的な考え方

### (3) 基本料金と従量料金

#### 語句の説明

##### 需要家費

・・・検針や集金、量水器関係諸費用等

水使用の多少に関わらず、使用者の存在により発生する固定的費用

##### 固定費

・・・施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等

水使用の多少に関わらず、施設を適正に維持していくために固定的に必要となる費用

##### 変動費

・・・薬品費、動力費等

概ね水使用の増減に比例する費用

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-2. 基本的な考え方

### (3) 基本料金と従量料金

敦賀市の使用水量等の実態を反映した上で、「**基本料金（基本使用料）**」と「**従量料金（従量使用料）**」の体系を設定します。



**需要家費** : 使用水量の多少に関わらず主として使用者数に対応して増減する経費

**固定費** : 使用水量及び使用者の多少に関わらず施設の規模に応じて固定的に必要な経費

**変動費** : 主として使用水量の多少に応じて変動する経費

「水道料金算定要領」、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、資本費及び維持管理費は、「**需要家費**」「**固定費**」「**変動費**」に分解されます。

水道料金の固定費は、施設利用率で基本料金と従量料金に分配します。

下水道使用料の固定費は、基本的考え方を参考に基本使用料と従量使用料に分配します。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-1. 料金改定の目標水準

## 2-2. 基本的な考え方

- (1) 改定時期
- (2) 法規の整理
- (3) 基本料金と従量料金

## 2-3. 現状分析

- (1) 料金体系
- (2) 口径別・水量別の使用者分布
- (3) 料金の検討案

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (1) 料金体系

基本料金と従量料金から構成される「**二部料金制**」を採用しています。  
また、従量料金については、使用量の増加に応じて料金単価が高くなる「**累進料金制**」を採用しています。

改定前の料金体系

		税抜き価格
料金区分		料金 (円/月)
基本料金 (メーター 口径)	13mm	800
	20mm	950
	30mm	1,200
	40mm	1,400
	50mm	2,300
	75mm	3,500
	100mm	4,500
	共用 (1戸または 1世帯につき)	800
従量料金 (1m <sup>3</sup> あたりの 単価)	1 ~ 10m <sup>3</sup>	-
	11 ~ 30m <sup>3</sup>	85
	31 ~ 100m <sup>3</sup>	95
	101m <sup>3</sup> ~	105



現在の料金体系

		税抜き価格
料金区分		料金 (円/月)
基本料金 (メーター 口径)	13mm	960
	20mm	1,140
	30mm	1,440
	40mm	1,680
	50mm	2,760
	75mm	4,200
	100mm	5,400
	共用 (1戸または 1世帯につき)	960
従量料金 (1m <sup>3</sup> あたりの 単価)	1 ~ 10m <sup>3</sup>	4
	11 ~ 30m <sup>3</sup>	102
	31 ~ 100m <sup>3</sup>	114
	101m <sup>3</sup> ~	126

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (1) 料金体系

基本使用料と従量使用料から構成される「**二部使用料制**」を採用しています。

また、従量使用料については、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる「**累進使用料制**」を採用しています。

改定前の使用料体系（一般汚水）  
税抜き価格

基本使用料 (円/月)	水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	使用料 (円/月)	備考
950	1 ~ 10 m <sup>3</sup>	—	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき) <b>累進制</b>
	11 ~ 20 m <sup>3</sup>	105	
	21 ~ 30 m <sup>3</sup>	125	
	31 ~ 40 m <sup>3</sup>	145	
	41 ~ 50 m <sup>3</sup>	165	
	51 ~ 100 m <sup>3</sup>	190	
	101 m <sup>3</sup> ~	210	



現在の使用料体系（一般汚水）  
税抜き価格

基本使用料 (円/月)	水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	使用料 (円/月)	備考
1,140	1 ~ 10 m <sup>3</sup>	6	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき) <b>累進制</b>
	11 ~ 20 m <sup>3</sup>	126	
	21 ~ 30 m <sup>3</sup>	150	
	31 ~ 40 m <sup>3</sup>	174	
	41 ~ 50 m <sup>3</sup>	198	
	51 ~ 100 m <sup>3</sup>	224	
	101 m <sup>3</sup> ~	245	

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (1) 料金体系

#### 県内9市の水道料金体系（月額）

単位：円



口径13mm 基本料金 1 5 8 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 150 200 300 500m<sup>3</sup>

【参考】  
20m<sup>3</sup>使用時

市名	基本料金	1	5	8	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	150	200	300	500m <sup>3</sup>		
敦賀市	960	4		102		114												126	2,222	
福井市	930	14		98	115	148	192												217	2,255
小浜市	800	0	110	120		130												140	2,442	
大野市	1,500	0		165	210														3,465	
勝山市	1,150	0		120		135		140						165			2,585			
鯖江市	650	0	130		140			150										160	2,860	
あわら市	1,300	0		165														3,245		
越前市	840	0	40	180		240										260		3,124		
坂井市	990	0		143														2,662		

※基本料金は、家事用1か月当たりの税抜額。以降は、1m<sup>3</sup>当たりの従量料金（税抜）

※20m<sup>3</sup>使用時の額は、税込額

※大野市は、メーター口径により、メーター使用料を別途賦課

※坂井市は、R7.4からさらに10%の引上げ（R5.9議会で条例改正）

# 2. 料金改定の検討方針

県内9市の水道料金(月額)の状況  
(R6.4現在)

## 2-3. 現状分析

### (1) 料金体系

口径13mmで、20m<sup>3</sup>使用した場合の月額水道料金(消費税込)の比較

※以下は現在の料金での位置であり、他市の動向によって、今後この位置が変わる可能性あり



# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (1) 料金体系

#### 県内9市の下水道使用料体系（月額）

単位：円

【参考】  
20m<sup>3</sup>使用時

	基本使用料	従量使用料															【参考】 20m <sup>3</sup> 使用時		
		1	5	8	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	150	200		300	500m <sup>3</sup>
敦賀市	1,140	6		126	150	174	198	224					245					2,706	
福井市	1,050	11		122	138	161			208					222					2,618
小浜市	1,350	0	160	185		200			210					225					3,872
大野市	1,400	0		150	160			170					180					3,190	
勝山市	1,230	0		130		150			170					195					2,783
鯖江市	1,060	0	42	169	182			194					207					3,256	
あわら市	1,400	0		135		145			155					165					3,025
越前市	1,100	0		133		162			177					192		206			2,673
坂井市	1,210	0		132		143			165					187					2,783

※基本使用料は、一般汚水用1か月当たりの税抜額。以降は、1m<sup>3</sup>当たりの従量使用料（税抜）

※20m<sup>3</sup>使用時の額は、税込額

※坂井市は、R7.4からさらに10%の引上げ（R5.9議会で条例改正）

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (1) 料金体系

県内9市の下水道使用料(月額)の  
状況 (R6.4現在)

20m<sup>3</sup>使用した場合の月額下水道使用料(消費税込)の比較

※以下は現在の使用料での位置であり、他市の動向によって、今後この位置が変わる可能性あり

単位：円

本市除く8市平均  
3,025



# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

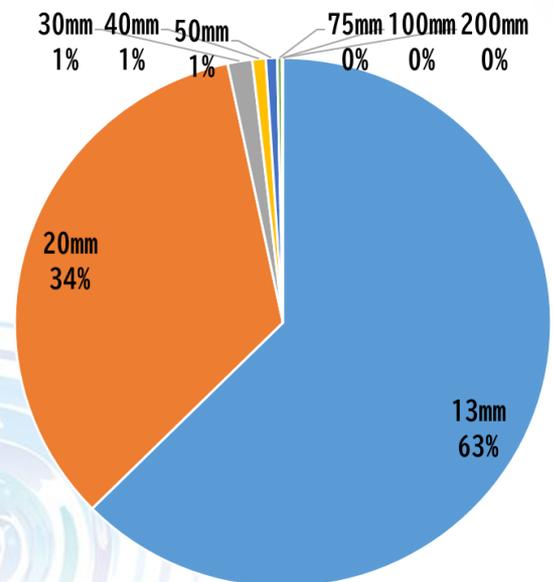
### (2) 口径別の使用者分布（調定件数）

5カ年平均 1ヶ月単位（単位：件）

口径	13mm	20mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	200mm	合計
調定件数	19,163	10,433	453	247	210	86	17	1	30,610
構成割合	62.60%	34.08%	1.48%	0.81%	0.69%	0.28%	0.06%	0.00%	100%
累計割合	63%	97%	98%	99%	100%	100%	100%	100%	-

一般家庭とみなします。

直近5カ年（R1～R5）平均における口径別調定件数（水道の使用契約件数）は13mm、20mmの口径が多く、調定件数全体の約97%を占めています。



# 2. 料金改定の検討方針

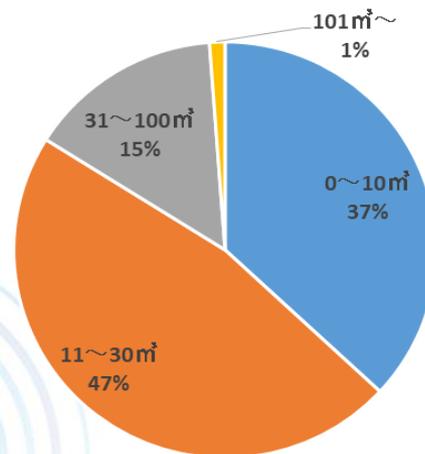
## 2-3. 現状分析

### (2) 口径別・水量別の使用者分布（調定件数）

5カ年平均 1ヶ月単位（単位：件）

口径 (mm)	0~10 <sup>m</sup>		11~30 <sup>m</sup>		31~100 <sup>m</sup>		101 <sup>m</sup> ~		総計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
13	6,886	22.50%	9,331	30.48%	2,918	9.53%	28	0.09%	19,163	62.60%
20	4,260	13.92%	4,944	16.15%	1,196	3.91%	33	0.11%	10,433	34.08%
30	108	0.35%	122	0.40%	163	0.53%	60	0.20%	453	1.48%
40	47	0.15%	43	0.14%	83	0.27%	74	0.24%	247	0.81%
50	33	0.11%	20	0.07%	45	0.15%	112	0.37%	210	0.69%
75	21	0.07%	6	0.02%	12	0.04%	47	0.15%	86	0.28%
100	5	0.02%	1	0.00%	1	0.00%	10	0.03%	17	0.06%
200	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	1	0.00%	1	0.00%
総計	11,360	37.11%	14,467	47.26%	4,418	14.43%	365	1.19%	30,610	100.00%

直近5カ年（R1~R5）平均における調定件数（使用契約件数）は、口径13mmと20mmの一般家庭において、0~10<sup>m</sup>、11~30<sup>m</sup>使用する契約者が多く、全体の約83%を占めています。



# 2. 料金改定の検討方針

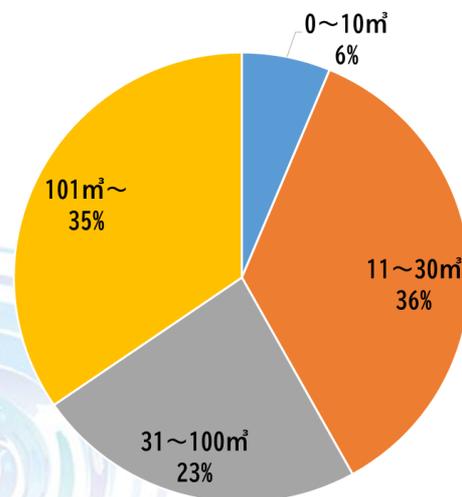
## 2-3. 現状分析

### (2) 口径別・水量別の使用者分布（使用量）

5カ年平均 1ヶ月単位（単位：m<sup>3</sup>）

口径 (mm)	0~10m <sup>3</sup>		11~30m <sup>3</sup>		31~100m <sup>3</sup>		101m <sup>3</sup> ~		総計	
	水量	割合	水量	割合	水量	割合	水量	割合	水量	割合
13	28,670	3.66%	180,591	23.06%	118,067	15.06%	4,551	0.58%	331,879	42.36%
20	19,909	2.54%	95,101	12.13%	48,851	6.23%	6,129	0.78%	169,990	21.68%
30	426	0.05%	2,359	0.30%	8,654	1.10%	11,576	1.48%	23,015	2.93%
40	146	0.02%	825	0.11%	4,840	0.62%	18,850	2.40%	24,661	3.15%
50	108	0.01%	400	0.05%	2,926	0.37%	40,777	5.20%	44,211	5.63%
75	26	0.00%	114	0.01%	672	0.09%	47,148	6.01%	47,960	6.11%
100	7	0.00%	28	0.00%	83	0.01%	12,844	1.64%	12,962	1.65%
200	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	129,260	16.49%	129,260	16.49%
総計	49,292	6.28%	279,418	35.66%	184,093	23.48%	271,135	34.58%	783,938	100.00%

直近5カ年（R1~R5）平均における使用量は、11~30m<sup>3</sup>、31~100m<sup>3</sup>、101m<sup>3</sup>~の水量区分が多く、101m<sup>3</sup>~の多量使用者による使用量は全体の約35%を占めています。



# 2. 料金改定の検討方針

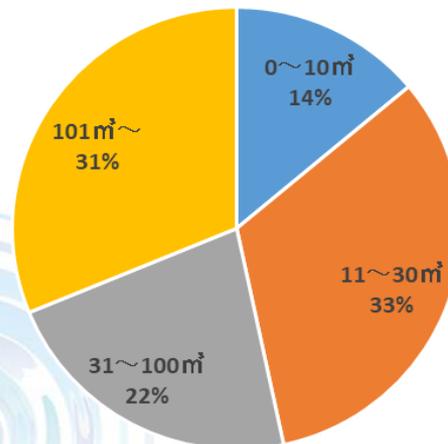
## 2-3. 現状分析

### (2) 口径別・水量別の使用者分布（調定金額）

5カ年平均 1ヶ月単位（単位：千円）

口径 (mm)	0~10m <sup>3</sup>		11~30m <sup>3</sup>		31~100m <sup>3</sup>		101m <sup>3</sup> ~		総計	
	調定金額	割合	調定金額	割合	調定金額	割合	調定金額	割合	調定金額	割合
13	13,175	7.52%	35,962	20.51%	24,303	13.86%	984	0.56%	74,424	42.45%
20	9,513	5.43%	20,673	11.79%	10,549	6.02%	1,432	0.82%	42,167	24.05%
30	308	0.18%	595	0.34%	1,987	1.13%	2,707	1.54%	5,597	3.19%
40	158	0.09%	231	0.13%	1,187	0.68%	4,535	2.59%	6,111	3.49%
50	178	0.10%	152	0.09%	796	0.45%	10,064	5.74%	11,190	6.38%
75	176	0.10%	60	0.03%	220	0.13%	11,809	6.74%	12,265	7.00%
100	39	0.02%	18	0.01%	29	0.02%	3,301	1.88%	3,387	1.93%
200	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	20,174	11.51%	20,174	11.51%
総計	23,547	13.43%	57,691	32.91%	39,071	22.29%	55,006	31.38%	175,315	100.00%

直近5カ年（R1～R5）平均における調定金額は口径13mm、20mmの一般家庭の11～30m<sup>3</sup>使用者が約32%、0～10m<sup>3</sup>使用者が約13%、口径200mmの101m<sup>3</sup>～の使用者が約12%を占めています。



# 2. 料金改定の検討方針

水道

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

料金改定案における検討事項

水道料金の料金体系については、以下の3点が検討事項となります。

①基本料金と従量料金の収入割合

水道料金（1か月当たり。税抜）

口径	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )			
		1-10m <sup>3</sup>	11-30m <sup>3</sup>	30-100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~
13mm	960				
20mm	1,140				
30mm	1,440				
40mm	1,680	4	102	114	126
50mm	2,760				
75mm	4,200				
100mm	5,400				

③従量料金の累進度の設定

②口径別基本料金の設定

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

検討項目	現状	検討の考え方	検討方針
①基本料金収入と従量料金収入の割合	基本料金収入と従量料金収入の割合 (4 : 6)	使用水量に関わらず発生する費用は、原則基本料金で回収することが望ましい。 使用水量の減少が見込まれる中で、基本料金収入の割合の増加を図ることが望ましい。	「水道料金算定要領」により算出される基本料金収入と従量料金収入の割合を参考に検討します。
②口径別基本料金の設定	口径別に基本料金を設定	口径に応じた負担を求めることを前提に、基本料金で回収すべき収入総額を各口径に応じて割り当てることが望ましい。	「水道料金算定要領」による算定方法を参考に、口径ごとの基本料金を検討します。
③従量料金の累進度の設定	累進度(※) : 1.24	従量料金は使用量に応じて負担すべきものである。 一般的には、安定的に料金収入を確保するためにも、累進度を緩和することが考えられる。	①②を踏まえ、従量料金の負担の公平性と少量使用者の負担を考慮して検討します。

※累進度は、最高単価(126円)÷最安単価(102円※10m<sup>3</sup>以下の料金単価を除く) で計算

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

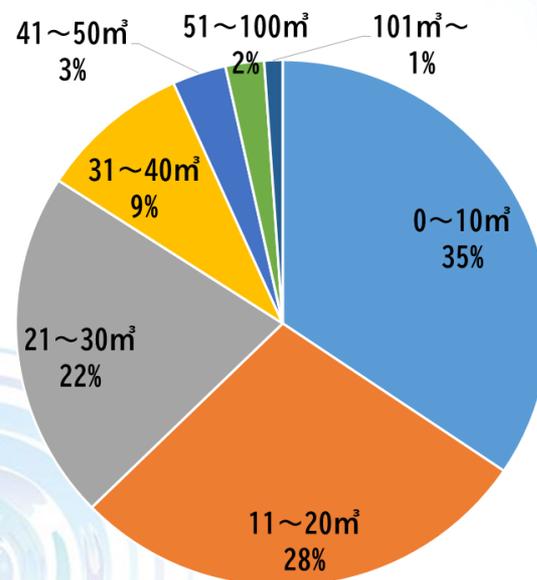
### (2) 水量別の使用者分布（調定件数）

5カ年平均 1ヶ月単位（単位：件）

区分	0~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~40m <sup>3</sup>	41~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~	合計
調定件数	8,797	7,208	5,473	2,340	833	597	283	25,531
構成割合	35%	28%	22%	9%	3%	2%	1%	100%
累計割合	35%	63%	85%	94%	97%	99%	100%	-

一般家庭とみなします。

直近5カ年（R1~R5）平均における調定件数は40m<sup>3</sup>までの少量使用者が多く、調定件数全体の約94%を占めています。



# 2. 料金改定の検討方針

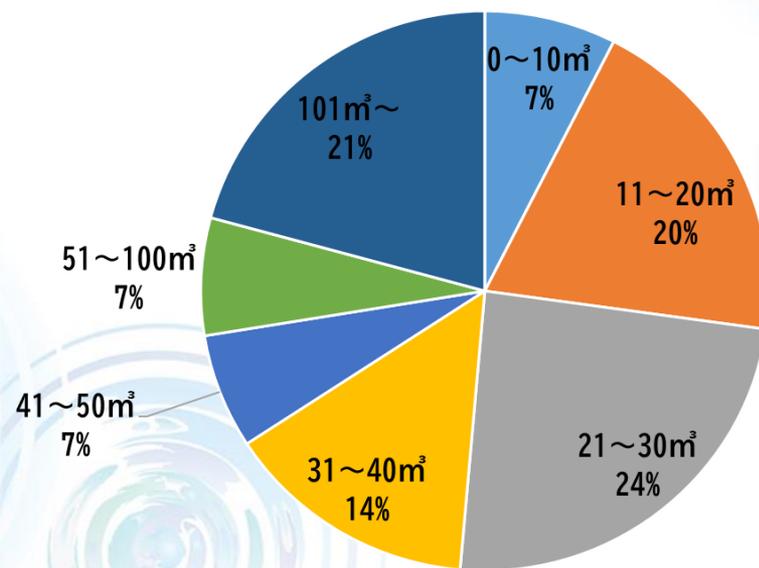
## 2-3. 現状分析

### (2) 水量別の使用者分布（使用量）

5カ年平均 1ヶ月単位（単位：m<sup>3</sup>）

区分	0~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~40m <sup>3</sup>	41~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~	合計
使用量	41,913	109,966	135,221	80,527	37,023	37,881	116,126	558,657
構成割合	7%	20%	24%	14%	7%	7%	21%	100%
累計割合	7%	27%	51%	65%	72%	79%	100%	-

直近5カ年（R1~R5）平均における使用量は11~20m<sup>3</sup>、21~30m<sup>3</sup>、101m<sup>3</sup>~の水量区分が多く、多量使用者による使用量は全体の約21%を占めています。



# 2. 料金改定の検討方針

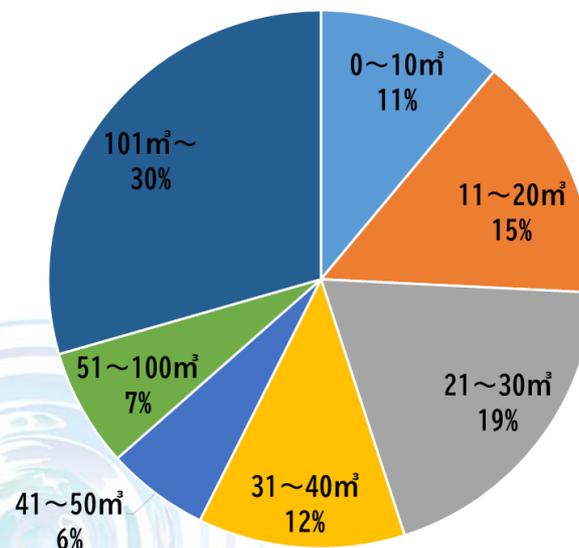
## 2-3. 現状分析

### (2) 水量別の使用者分布（調定金額）

5カ年平均 1ヶ月単位（単位：千円）

区分	0~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~40m <sup>3</sup>	41~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~	合計
調定金額	9,731	13,206	17,116	10,922	5,415	6,320	26,225	88,935
構成割合	11%	15%	19%	12%	6%	7%	30%	100%
累計割合	11%	26%	45%	57%	63%	70%	100%	-

直近5カ年（R1~R5）平均における調定金額は21~30m<sup>3</sup>、101m<sup>3</sup>~の水量区分が多く、全体の約半分を占めています。



# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

使用料改定案における検討事項

下水道使用料の使用料体系については、以下の3点が検討事項となります。

①基本使用料と従量使用料の収入割合

#### 下水道使用料（1か月当たり/税抜）

用途	基本 使用料 (円/月)	従量使用料 (円/m <sup>3</sup> )						
		1-10 m <sup>3</sup>	11-20 m <sup>3</sup>	21-30 m <sup>3</sup>	31-40 m <sup>3</sup>	41-50 m <sup>3</sup>	51-100 m <sup>3</sup>	101~ m <sup>3</sup>
一般汚水	1,140	6	126	150	174	198	224	245
浴場汚水	1,140	6	126	150	47			

②用途別基本使用料の設定

③従量使用料の累進度の設定

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

検討項目	現状	検討の考え方	検討方針
①基本使用料収入と従量使用料収入の割合	基本使用料収入と従量使用料収入の割合 (4 : 6)	使用水量に関わらず発生する費用は、原則基本使用料で回収することが望ましい。 使用水量の減少が見込まれる中で、基本使用料収入の割合の増加を図ることが望ましい。	「下水道使用料算定の基本的考え方」により算出される基本使用料収入と従量使用料収入の割合を参考に検討します。
②用途別使用料の設定	公衆浴場用の使用料を設定	設置趣旨を踏まえ、使用料体系の検討を行う必要がある。	低廉な料金で公衆浴場の提供で、入浴料金を独自に決定できないため、現状と同様の考え方で検討します。
③従量使用料の累進度の設定	累進度 (※) : 1.94	従量使用料は使用量に応じて負担すべきものである。 一般的には、安定的に使用料収入を確保するためにも、累進度を緩和することが考えられる。	①②の検討結果を踏まえ、従量使用料の負担の公平性と使用者の負担を考慮して検討します。

※累進度は、最高単価(245円)÷最安単価(126円※10m<sup>3</sup>以下の使用料単価を除く)で計算 45

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

検討案については、①「水道料金算定要領」「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、料金・使用料の適正化を図った案、②基本料金・基本使用料、従量料金・従量使用料単価を一律改定した案、③④で使用者への急激な負担とならないように配慮した案とし、料金・使用料改定の方向性を協議

#### ケース①

「水道料金算定要領」「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、料金・使用料の適正化を図った案

#### ケース②

基本料金・基本使用料、従量料金・従量使用料単価を一律改定した案

#### ケース③

少量使用に配慮した案

#### ケース④

多量使用に配慮した案

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
概要	「水道料金算定要領/下水道使用料算定の考え方」に基づき設定	基本料金・従量料金の改定率を一律20%	従量料金の少量分の引上げを抑え、多量分の引上げを増加	従量料金の少量分の引上げを増加し、多量分の引上げを抑制
使用者への影響	試算結果によっては、現行の累進制ではなくなる可能性がある。	一律20%改定となるため、使用者間での不公平感がない。使用者にとってはわかりやすい料金体系になる。	累進度が大きくなるが、少量使用者の増加分の負担は小さくなる。	少量使用者の増加分の負担は大きくなるが、累進度は小さくなる。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

各検討案の料金体系案は以下のとおりです。

なお、各ケースにおける現行体系からの改定率等の具体的な数値は次回委員会にてお示しします。

(単位 円、税抜)

料金区分		現行体系	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
基本料金 (メーター口径)	13mm	960				
	20mm	1,140				
	30mm	1,440				
	40mm	1,680				
	50mm	2,760				
	75mm	4,200				
	100mm	5,400				
	共用 (1戸または1世帯につき)	960				
従量料金 (1m <sup>3</sup> あたりの単価)	1 ~ 10m <sup>3</sup>	4				
	11 ~ 30m <sup>3</sup>	102				
	31 ~ 100m <sup>3</sup>	114				
	101m <sup>3</sup> ~	126				
目標		—	料金回収率100%			

次回委員会でご説明します。

# 2. 料金改定の検討方針

## 2-3. 現状分析

### (3) 料金の検討案

各検討案の使用料体系案は以下のとおりです。

なお、各ケースにおける現行体系からの改定率等の具体的な数値は次回委員会にてお示しします。

(単位 円、税抜)

料金区分		現行体系	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
基本使用料		1,140				
従量料金 (1m <sup>3</sup> あたりの 単価)	1 ~ 10m <sup>3</sup>	6				
	11 ~ 20m <sup>3</sup>	126				
	21 ~ 30m <sup>3</sup>	150				
	31 ~ 40m <sup>3</sup>	174				
	41 ~ 50m <sup>3</sup>	198				
	51 ~ 100m <sup>3</sup>	224				
	101m <sup>3</sup> ~	245				
目標	—		経費回収率100%			

次回委員会でご説明します。